



## 第2回

## 人の能力

村 千鶴子 Mura Chizuko 東京経済大学現代法学部教授、弁護士

専門は契約法、消費者法。国民生活センター客員講師、同消費者判例評価検討委員会委員、東京都消費者被害救済委員会会長などを務める。著書に『Q&amp;A 市民のための消費者契約法』（中央経済社、2019年）ほか多数。



## はじめに

民法（以下、単に「法」ともいう）で「契約は守る義務がある」としているのは、契約を締結した当事者には、契約を選び法的な責任を取る能力がある「大人」という前提に立っているからです。この前提を欠く場合には、大人としての法的責任を求めることは過酷になるので、法的手当てが必要です。

こうした「人の能力」に関し、2017年と2018年に改正されました。2017年改正では、「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は無効とする」（改正法3条の2）との規定を新設しました。改正法は、2020年4月1日が施行日です。2018年改正では、「年齢二十歳をもって、成年とする」（法4条）と定めていたものを「年齢十八歳をもって、成年とする」（改正法4条）と改正しました。改正法の施行日は、2022年4月1日です。

今回は、「人の能力」に関する民法の規定を概観するとともに、改正法の意味と相談業務への影響について考えます。

## 民法の「人の能力」の扱い

民法は、普通の人、つまり自然人の能力について、権利能力・行為能力・意思能力の三種類の概念に区別しています。

第一の権利能力とは、民法上の権利の主体者となる能力のことです。民法では、権利能力について、「第一編 総則、第二章 人、第一節 権利能力」の部分で「私権の享有は、出生に始

まる」（法3条1項）と定めています。私権というのは、民法上のさまざまな権利のことで、自然人は、生まれると同時に生きている間は権利能力があるという意味です。

第二に、行為能力については、「第一編 総則、第二節 行為能力」の部分で「年齢二十歳をもって、成年とする」（法4条）と定めています。この規定は、成年になれば一律に行為能力者として扱うという意味です。行為能力者とは、自分で行った法律行為（典型的なものが契約）に対しては守るべき法的責任を負う能力があるものとして扱うということです。

ただし、成年年齢に達していても、事故や病気、加齢などによって十分な判断能力がない人もいます。このような人に対する支援制度として、制限行為能力者の制度があります。

制限行為能力者には、未成年者保護制度と、成年になった以降の人のための成年後見制度・保佐制度・補助制度（以後、まとめて成年後見制度という）があります。未成年者保護制度は、特に手続きは必要なく、誰でも成年年齢に達するまでは保護の対象となります。成年後見制度は家庭裁判所に開始の審判の申し立てをする必要があります。いずれの制度の対象になるかは、本人の判断能力などの低下のレベルによって個別に家庭裁判所が審判手続きにより決定します。

第三の意思能力とは、自然人が自分で判断して選択し、選択に対して法的責任を負うことができる現実の能力を意味します。明治29（1896）年に民法が制定されたときから、意思能力という考え方は当然の前提とされてきましたが、民法上の常識的な基礎概念については

明文化する必要はないとする立法者の判断により、条文化されず、現在に及んでいます。

### 意思能力がない人のした契約の効力

しかし、自分のした契約は守る義務があるという考え方をとるうえでは、契約者にはそれだけの責任を負うことができる能力を備えていることが前提となります。

では、契約を締結した時に、当事者には意思能力がなかった場合には法的責任を負うことになるのが問題になります。裁判例や学説・実務では、意思能力がない人（意思無能力者という）がした法律行為は無効であるとする扱いが確立していました。

意思能力があるとするレベルは、裁判例では6～7歳程度の知的能力であるとしています。小学校1年生程度の知的能力があれば意思能力はあると考えられてきたということです。しかし、民法の条文で明記してあるわけではないので、「民法のどこにもそんな条文はない」ということで、民法を初めて勉強しようとする人には大変分かりにくくなっていました。

そこで、2017年改正では、民法の「見える化」の一環として、改正法3条の2の規定を新設しました。法律行為の典型的なものが契約です。分かりやすく説明すると、Aが契約をした時に、意思能力を有していなかった場合、つまり意思無能力だった場合には、その契約は無効である、という規定です。

改正民法では、どの程度の判断能力などがあれば意思能力があるとするのか、といった意思能力の有無の判断基準については条文を設けませんでした。裁判例に委ねたということです。したがって、当面は従来の裁判例による基準が参考になります。

ただ、どのような内容の契約であっても意思能力のレベルを同じように考えることに対しては、近年、批判があります。100年前とは違い、現代社会では経済取引が複雑多様化しています。消費生活でも、日常の買い物のような取引から、デリバティブのような高度な経済取引も行われ

ています。日常の買い物は、何の支障もなく責任を持って行うことができる能力があるからといって、高度なデリバティブ取引が適切にできるだけの能力があるかという、話は別ではないでしょうか。このような経済取引の現実の多様性をみると、取引の内容によって必要とされる意思能力の程度は違うと考えるのが合理的ではないかという指摘があります。普通の買い物などで必要とされる意思能力のレベルは、6～7歳程度の知的能力で足りるとしても、デリバティブなどの複雑な取引の場合にはもっと高度な意思能力が必要ではないかということです。

このような考え方は、まだ学説や判例で確立しているわけではありません。今後の実務や研究に委ねられている課題です。このようなことがあって、意思能力のレベルについては具体的な基準は条文化されませんでした。

### 行為能力と意思能力の関係

行為能力と意思能力とはどのような関係になるのでしょうか。ここでは、両者の関係について簡単に説明しましょう。

成年に達していれば、一律に行為能力者として扱われます。成年に達した人が契約をすれば、原則として契約は成立します。契約当事者が、「自分は契約したときには意思無能力だったから、あの契約は無効だ」という主張をするためには、本人が「契約した時には自分には意思能力はなかった」ということを証明する必要があります。証明できれば、契約は無効になります。

しかし、過去のある時点に、自分に意思能力がなかったことを証明するのは簡単ではありません。既に認知症などに罹患して専門医の治療を受けており、契約締結当時の専門医の詳しい検査記録などを取り寄せることができる場合には、比較的証明は容易です。しかし、そうではない場合には、過去の時点の自分の能力の程度を証明するのは極めて難しいのが現実です。現時点では、認知症などが進行し、医師の詳しい検査の結果「判断能力はほとんどない状態」などの診断がなされたとしても、それは今現在の

ことであって、契約を締結した過去も同じような状態だったことの証明にはなりません。

一方で、成年後見制度を利用している場合には、話は違います。既に成年後見開始の審判を受けて成年後見人がついていれば、成年被後見人(=本人)が不必要な高額商品を買わされた場合には、成年後見人がその契約を取り消せます。

保佐開始の審判を受けている場合には、保佐人の同意が必要とされている契約について、被保佐人が単独で契約してしまった場合には、本人か保佐人がその契約を取り消すことができます。例えば、被保佐人が、事業者にそそのかされて自宅を売却する契約をしてしまった場合には、保佐人がこの契約を取り消すことによって本人が自宅を失うのを防ぐことができます。ただし、成年後見制度などは、開始決定後の契約が対象になります。被害にあったことが分かってから慌てて審判の申し立てをして開始決定を受けても、過去に結んだ契約まで取り消すことができるわけではありません。

このように、判断能力などが低下している場合には、その段階で、成年後見制度を利用することによって、契約締結時の意思能力の有無を証明して契約の無効を主張するという難しい対応をしなくてもすみ、判断能力が低下した人を守れるわけです。

## 成年年齢の引き下げ

2018年改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。改正法施行後は、18歳の誕生日から行為能力者となり、未成年者保護の対象ではなくなります。

さらに、改正前の民法では、未成年であっても、父母の同意があれば、男は18歳から、女は16歳から婚姻ができ(法731条、737条)、未成年でも婚姻をしたときは婚姻によって成年に達した者とみなす(=成年擬制)規定がありました(法753条)。20歳未満であっても、婚姻していれば成年として扱うことになるため、婚姻しているかどうかを確認する必要がありました。

2018年改正で、前記の婚姻年齢についても改正され、男女ともに18歳にならなければ婚姻はできないと改められ(改正法731条)、婚姻擬制のしくみはなくなりました。一律に18歳の誕生日以降が成年となったわけです。

## 未成年者保護制度の概要

未成年者保護制度としての制限行為能力者制度の場合には、成年後見制度のように家庭裁判所の審判手続きは必要ありません。誰でも、生まれてから成年年齢に達するまでは未成年として保護されます(法4条、5条)。未成年が契約などの法律行為をする場合には原則として法定代理人の同意が必要で、法定代理人の同意を得ないでした法律行為は本人または法定代理人が取り消すことができます(法5条2項)。

未成年の法定代理人とは、親権者です。親権者とは、戸籍上の父母です(法818条、824条)。成年後見制度のように家庭裁判所が法定代理人を選任する手続きは必要ありません。ただし、両親ともに死亡した場合には、家庭裁判所が未成年後見人を選任します(法838条1号)。

最近問題になっている親権者が子どもに対して虐待行為を行うなど、親権者として不適切な場合には、家庭裁判所が親権の停止や喪失の審判ができます(法834条、834条の2)。法律上制度としてあるのですが、現実にはあまり活用されておらず児童虐待に対する対応が十分ではないことが問題となっています。

## 未成年者取消しと改正法

改正法施行後の契約では、18歳未満で契約した場合には、本人が成年に達し、かつ自分には未成年者取消権があることを知った時から5年を経過するまでは、その契約を取り消すことができます(法126条、改正法124条)。本人が未成年のままであれば法定代理人も契約を取り消せます(法120条1項)。

では、例えば改正法施行1カ月前に18歳で契約した場合にはいつまで取消しができるのでしょうか。改正前の契約ですから、この時点で

の成年年齢は20歳です。したがって、契約締結時点では未成年者契約です。ところが1カ月後に改正法が施行されると、同じ18歳なのに成年になります。すると、本人が成年に達した改正法施行日以降、本人が自分に取消権があることを知った時から5年間が取消しができる期間ということになります。

改正前の取消期間の5年間の計算は、「取消の原因となっていた状況が消滅した後」つまり未成年者取消しの場合には成年になったときから起算すると定められていましたが、改正法では、さらに「取消権があることを知った時」から起算することに改正されました。法律を知らないため、自分に取消権があることを知らない人を保護するための改正です。

### 成年年齢引き下げによる変化

成年年齢引き下げにより、18歳になると成年として法定代理人の同意がなくても有効な契約ができるようになります。これは18歳になると自己決定権があることになるという意味では、肯定的に評価される面があります。しかし、知識や経験などが十分でない状態の契約で失敗した場合でも未成年者取消しができないため、簡単には救済できなくなるという問題もあります。

自治体の消費生活相談窓口寄せられる取引に関する相談の状況をみると、2016年度、2017年度ともに、契約当事者の年齢が20歳未満の占める割合が2.5%未満、20歳代が9%未満となっています（「消費生活年報2018」）。成年になれば、法定代理人の同意を得る必要がないので、悪質業者からねらわれやすくなる傾向が分かります。訪問販売やマルチ商法の被害では、本人が成年になるのを待って契約をさせるケースが少なくありません。成年年齢が18歳になると、18歳の誕生日、多くの若者の場合には高校3年生の誕生日からこうした事態にさらされることとなります。

### 悪質商法だけではない問題

ことは悪質商法の被害が18歳から拡大する

危険があるだけではありません。スマホの契約、クレジットカード、消費者金融、バイクなどの高額商品の購入、奨学金などの契約も18歳から自分だけの判断でできるようになります。

大学生の多くは、スマホの契約を親にしてもらっています。20歳を過ぎて新しい機種に変わりたいと思った段階で、自分で契約しています。18歳成年になると、高校3年生からスマホの契約は自分でできます。現在では、スマホの本体を個別クレジットの分割払いで購入し、返済は毎月の通信料と一緒に引き落とされる契約が多いのですが、契約意識が希薄で支払いが遅れたりすると個別クレジットの延滞情報が信用情報機関に登録されてしまいます。延滞分が完済されてから最低でも5年間は抹消されません。そのため、社会人になってからクレジットカードが作れない、各種ローンが組めないといった事態に遭遇することになります。社会人になった最初のこうした失敗によるダメージは大きく、取り返しがつきません。

クレジットカードについても、現在は、大学生になってクレジットカードを作る時には法定代理人の同意が必要で、カード会社は限度額を5万円程度に抑えています。しかし、18歳成年になると自分だけでクレジットカードを持つことができ、割賦販売法の規制では限度額30万円までのカードであれば支払い能力を考慮する必要はないことになっていますから（同法30条の2、施行規則43条）、カード会社の対応も変化すると思われます。

消費者金融などの借金も単独でできるようになります。詐欺的金融商品やマルチ商法の被害では、20歳を過ぎると支払いのために消費者金融から借金をさせられることもあり、100万円を超える被害も珍しくありませんが、改正法施行後は18歳からこうした被害にあうおそれがあるのです。

次回は、「意思表示・錯誤」について解説します。